

9 月 1 日（第 1 号）

平成27年第4回豊能町議会定例会会議録目次

平成27年9月1日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4

（報告）

第3号報告	平成26年度豊能町下水道事業特別会計予算 継続費精算報告書報告の件	4
第4号報告	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点 検及び評価の結果に関する報告の件	5

（議案提案説明）

第37号議案	豊能町行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例制定の件	5
第38号議案	豊能町個人情報保護条例改正の件	6
第39号議案	豊能町手数料条例改正の件	7
第40号議案	箕面市と豊能町との間における消防事務の委 託に関する規約の廃止に関する協議について	8
第41号議案	豊能町と箕面市との間における消防事務の委 託に関する協議について	8
第42号議案	平成27年度豊能町一般会計補正予算の件	9
第43号議案	平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事 業勘定補正予算の件	11

第 4 4 号議案	平成 2 7 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件……………	1 1
第 1 号認定	平成 2 6 年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について……………	1 2
第 2 号認定	平成 2 6 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について……………	1 4
第 3 号認定	平成 2 6 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について……………	1 6
第 4 号認定	平成 2 6 年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 7
第 5 号認定	平成 2 6 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について……………	1 8
第 6 号認定	平成 2 6 年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 9
第 7 号認定	平成 2 6 年度豊能町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	2 1
第 8 号認定	平成 2 6 年度豊能町水道事業会計決算の認定について……………	2 1
散 会 の 宣 告	……………	2 4

平成27年第4回豊能町議会定例会会議録（第1号）

年 月 日 平成27年9月1日（火）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 14名

1 番 野村 剛志	2 番 管野英美子
3 番 永谷 幸弘	4 番 橋本 謙司
5 番 井川 佳子	6 番 高橋 充徳
7 番 岩城 重義	8 番 小寺 正人
9 番 永並 啓	10番 竹谷 勝
11番 福岡 邦彬	12番 高尾 靖子
13番 西岡 義克	14番 川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長 田中 龍一	副 町 長 中井 勝次
教 育 長 石塚 謙二	総 務 部 長 内田 敬
生活福祉部長 木田 正裕	建設環境部長 南 正好
上下水道部長 高 秀雄	教 育 次 長 板倉 忠
消 防 長 高田 龍二	会 計 管 理 者 今中 泰行

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 東浦 進	書 記 杉田 庄司
書 記 増田 稔	

議事日程

平成27年9月1日（火）午前9時30分開議

- | | | |
|--------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 第 3 号報告 | 平成26年度豊能町下水道事業特別会計予算
継続費精算報告書報告の件 |
| 日程第 4 | 第 4 号報告 | 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点
検及び評価の結果に関する報告の件 |
| 日程第 5 | 第 37 号議案 | 豊能町行政手続における特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関
する条例制定の件 |
| 日程第 6 | 第 38 号議案 | 豊能町個人情報保護条例改正の件 |
| 日程第 7 | 第 39 号議案 | 豊能町手数料条例改正の件 |
| 日程第 8 | 第 40 号議案 | 箕面市と豊能町との間における消防事務の委
託に関する規約の廃止に関する協議について |
| 日程第 9 | 第 41 号議案 | 豊能町と箕面市との間における消防事務の委
託に関する協議について |
| 日程第 10 | 第 42 号議案 | 平成27年度豊能町一般会計補正予算の件 |
| 日程第 11 | 第 43 号議案 | 平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事
業勘定補正予算の件 |
| 日程第 12 | 第 44 号議案 | 平成27年度豊能町介護保険特別会計事業勘
定補正予算の件 |
| 日程第 13 | 第 1 号認定 | 平成26年度豊能町一般会計歳入歳出決算の
認定について |
| 日程第 14 | 第 2 号認定 | 平成26年度豊能町国民健康保険特別会計事
業勘定歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 15 | 第 3 号認定 | 平成26年度豊能町国民健康保険特別会計診
療所施設勘定歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 16 | 第 4 号認定 | 平成26年度豊能町後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算の認定について |

- 日程第17 第 5号認定 平成26年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 第 6号認定 平成26年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 第 7号認定 平成26年度豊能町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 第 8号認定 平成26年度豊能町水道事業会計決算の認定について

開会 午前9時31分

○議長（竹谷 勝君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。
定足数に達しておりますので、平成27年
第4回豊能町議会定例会を開会をいたし
ます。

定例会に当たりまして、町長より発言を
求められていますので、これを許します。

田中龍一町長。

○町長（田中龍一君）

皆様、おはようございます。

議長からお許しがございましたので、平
成27年第4回豊能町議会定例会開会に当
たりまして一言御挨拶申し上げます。

最近のはっきりとしない天候が続く、朝
晩日ごとに寒くなり、皆様体調管理には大
変厳しい、難しい気候となっておりますが、
体調管理には気をつけていただければと思
っております。

本日9月1日は防災の日でございます。
豊能町もしっかりと防災に取り組んでまい
りたいと考えており、今月4日には大阪8
80万人訓練を豊能町でも実施いたします。
地震が発生した場合を想定して、一人一人
が事前に考え、行動し、再確認していただ
くため実施する訓練でございます。会期中
ではございますがよろしく御協力のほどお
願い申し上げます。

また、今月13日日曜日には、豊能町内
での消費の喚起と商業の活性化を目的に、
20%のプレミアがついたとよのんプレミ
アム商品券が発行いたします。皆様宣伝と
御活用お願い申し上げます。

さて、今回定例会で提案させていただい
ておりますのは、条例制定1件と条例改正
2件、決算認定8件、補正予算3件、報告
2件、その他2件の合計18件でございま

す。どうか慎重に御審議いただき御決定賜
りますようお願い申し上げまして、開会に
当たりましての挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のと
おりでございます。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会より、今会期中にお
ける写真撮影の申し出があります。

申し出どおり写真撮影を許可することに
御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

異議なしと認めます。

よって今会期中、写真撮影を許可いたし
ます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行
います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則
第127条の規定により、11番・福岡邦
彬議員及び12番・高尾靖子議員を指名い
たします。

日程第2「会期の決定について」を議題
といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月18日
までの18日間といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月18日ま
での18日間と決定いたしました。

日程第3「第3号報告 平成26年度豊
能町下水道事業特別会計予算継続費精算報
告書報告の件」の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

おはようございます。

それでは、第3号報告、平成26年度豊能町下水道事業特別会計予算継続費精算報告書報告の件につきまして御説明申し上げます。

本件につきましては、ときわ台中継ポンプ場長寿命化事業で平成25年度から平成26年度で更新工事を行ってまいりまして、平成26年度をもちまして完了いたしました。継続費精算につきましては別記のとおり、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、別表をごらんいただきたいと思っております。

款1・下水道費で、事業名をときわ台中継ポンプ場長寿命化事業とし、機械設備、電気設備の更新工事を平成25年度から2年間で行い、総額を2億円に対しまして実績は1億7,302万4,640円となり、2,697万5,360円の減となりました。

以上、簡単ではございますが報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第4「第4号報告 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告の件」の説明を求めます。

板倉教育次長。

○教育次長（板倉 忠君）

失礼します。板倉です。

第4号報告、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告の件について御説明いたします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、報告するものです。

点検評価については、平成26年度に教育委員会において執行した事務事業のうち、教育委員会事務局の目標設定により重点的に取り組んだものについて行うことを基本とし、13項目について点検評価を行ったものを調書としてまとめたものでございます。

今後は、それぞれの事務事業についての点検評価を行った内容や、学識経験者からいただいた御意見・御要望などを踏まえ、さらなる教育施策の充実に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、簡単ですが第4号報告とさせていただきます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第5「第37号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第37号議案、豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

議案書の4ページをお開き願います。条例の概要説明資料もあわせて御参照願います。

本件につきましては、国において行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が平成27年10月5日に施行されることに伴い、個人番号、いわゆるマイナンバーの利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものでございます。番号法は、マイナンバーの利用範囲や特定個人情

報の提供の制限を規定しておりますが、番号法に規定されていない事務において町独自にマイナンバーを利用する場合や、同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合の町内連携及び同一地方公共団体の他の機関との間で特定個人情報の提供を行う場合は、その旨を当該市町村の条例で定める必要があることから、本町においても新たに条例を制定し、必要な事項を定めるものでございます。

なお、本町におきましては現時点で番号法の規定以外の独自利用を見込んでおりませんので、同一機関内での授受及び同一地方公共団体の他機関への提供について定めるものでございます。

それでは、条例案の内容について御説明申し上げます。

第1条につきましては、本条例の趣旨を規定しております。

第2条は条例中の用語の意義を規定しており、第3条は適正な取り扱いに係る町の責務を定め、第4条では法に定められた個人番号利用事務の処理のため、町の同一機関内で特定個人情報の授受を行うことができるよう定めるものでございます。

また、第5条では、町の他の機関、例えば町長部局から教育委員会部局へ、必要な事務を行うために必要な特定個人情報を必要な限度内で提供することができるように定めるものでございます。

最後に、第6条は委任規定でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第6「第38号議案 豊能町個人情報

保護条例改正の件」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第38号議案、豊能町個人情報保護条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。条例の概要説明資料並びに新旧対照表もあわせて御参照願います。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、町が保有する特定個人情報について適正な取り扱いを確保し、並びに開示、訂正及び利用停止を実施するため所要の改正を行うものでございます。

条例の概要としましては、改正条例第1条、第2条とも定義規定の追加と、番号法が地方公共団体に措置を求めている特定個人情報の保護のための規定の追加でございます。

まず、改正条例第1条から御説明申し上げます。

定義規定の追加でございますが、第2条において番号法で定義された個人番号、特定個人情報を追加するとともに、個人情報の取り扱いや開示、及び訂正請求の対象となる特定個人情報の範囲を定めるため、保有特定個人情報の定義規定を追加しております。

次に、特定個人情報の保護のための措置規定の追加でございますが、第8条では保有特定個人情報の提供を受ける者に対して使用目的の制限や適正な取り扱いの措置を求める規定を適用除外とし、特定個人情報については第8条の2及び第8条の3として新たに規定を設けております。

第13条では、第2項において、保有特定個人情報にあつては本人の任意代理人に

よる請求を認めることとし、第2項ただし書き部分と第3項は現行条例第14条第2項及び第3項を整理した上、移動させております。

第20条では、保有特定個人情報の訂正請求について本人の任意代理人による請求を認めることにしております。

第23条では、保有特定個人情報の利用停止請求について新たに第2項を設け、利用の停止または消去、提供の禁止の措置を請求することができる場合などを規定しております。

第33条では、保有特定個人情報について他の法令等によって開示などの実施ができる場合はこの条例を適用しないとする調整規定を適用除外とし、開示請求などの重複を認めることにしております。

その他では、改正条例第1条のほぼ全体にわたりますが、個人情報と表記することが適切であるものについてはそのように改正し、第15条と第18条では文言の整理など規定の整備、第17条と第21条では本人の任意代理人が開示や訂正を請求する場合の必要書類の追加をしております。

続きまして、改正条例第2条について御説明申し上げます。

定義規定の追加でございますが、第2条において特定個人情報と位置づけられております情報提供等記録を追加しております。

次に、情報提供等記録の保護のための措置規定の追加でございますが、第8条の2では、情報提供等記録について新たに第2項を設け、目的外利用の禁止を規定しております。

第22条の2は、情報提供等記録を訂正した場合において、書面やオンラインにより総務大臣及び番号法に規定する情報照会者または情報提供者に通知することを規定しております。

第23条では、情報提供等記録について利用停止請求を認めないことにしております。

なお、附則としましてこの条例の施行日は、改正条例第1条は番号法の施行日に合わせて平成27年10月5日とし、改正条例第2条は、情報提供等記録に係る番号法の規定の施行日がまだ決まっていないため、規則で定める日とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第7「第39号議案 豊能町手数料条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第39号議案、豊能町手数料条例改正の件について提案理由の説明をいたします。

今回の主な改正点は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳の改正に伴い住民基本台帳カードの交付手数料及び再交付手数料を廃止するものでございます。

まず個人番号、いわゆるマイナンバーカードの発行についての概要を説明いたします。

ことしの10月には地方公共団体情報システム機構より各個人宛に個人番号を記載した通知カードが送付されます。郵送されます。これは紙カードですが、これにより住民の個人番号の付与は完了いたします。さらに身分証明や法的個人認証に使うための顔写真入りの磁気カードである個人番号

カード、いわゆるマイナンバーカードですが、これを希望される方は顔写真等を添付して地方公共団体情報システム機構に郵送で申請いたします。この申請に基づき、マイナンバーカードが作成され、居住の市町村に送付されてきます。市町村はマイナンバーカードができたことを住民にお知らせし、直接窓口にて本人確認を行った上で交付を行います。なお、マイナンバーカードの交付は法律で1月以降となっております。

以上がカード交付の一般的な一例でございます。

続きまして、今回の手数料条例の改正について説明をいたします。お手元の条例概要及び新旧対照表を参照ください。

内容は先ほど説明いたしましたマイナンバーカードに係るものでございます。

第1条では、マイナンバーの紙カードであります通知カードの再交付手数料を1件500円とし、別表に追記しております。

第2条では、今回のマイナンバーカードの発行に伴い廃止となる住民基本台帳のカードの交付または再交付の手数を削除し、新たにマイナンバーカードの磁気カードである個人番号カードの再交付手数料1件800円を加えるものでございます。マイナンバーカードの発行自体は国からの補助金の対象であるため、住民の負担は求めませんが、紛失・破損等による再交付の場合は国からの補助対象ではありませんので、手数料条例で手数料を規定するものでございます。なお、額については国の示す標準的な経費から算定したものでございます。

附則といたしまして、この条例は法律の施行期日の平成27年10月5日から施行するものでございますが、第2条にしましては法律の施行日に合わせて平成28年1月1日とするものでございます。

以上がこの条例案を提案する理由でござ

いますが、よろしく御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。説明は以上です。

○議長（竹谷 勝君）

日程第8「第40号議案 箕面市と豊能町との間における消防事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第40号議案、箕面市と豊能町との間における消防事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について御説明申し上げます。議案書の16ページをお開き願います。

本件は来年度、平成28年4月から豊能町の消防事務を箕面市に委託する協議を進めておりますことから、平成23年度より箕面市北部地域に係る消防事務の一部を箕面市から本町が受託してきたことに関する規約の廃止について議会の議決をお願いするものでございます。

規約案は17ページをお願いいたします。平成23年4月1日に施行いたしました箕面市と豊能町との間における消防事務の委託に関する規約を廃止とするものでございます。

なお、この規約は平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第9「第41号議案 豊能町と箕面市との間における消防事務の委託に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第41号議案、豊能町と箕面市との間における消防事務の委託に関する協議について御説明申し上げます。

18ページをお開き願います。

本件は来年度、平成28年4月から豊能町の消防事務を箕面市に委託する協議を進めておりますことから、豊能町の消防事務を箕面市に委託することに関する規約について議会の議決をお願いするものでございます。

規約案でございますが、まず第1条は、委託する団体を豊能町とし、委託を受ける団体を箕面市とするとともに、委託事務の範囲を消防団事務などを除く消防事務及び大阪府からの権限移譲関連事務であることを規定したものでございます。

第2条では、委託事務の管理・執行は箕面市の条例等の適用を受ける旨を規定したものでございます。

第3条は、委託事務に要する経費の負担を規定いたしまして、第4条から第6条までは委託事務に係る予算の執行及び決算の措置等を規定するものでございます。

第7条は、委託事務の管理及び執行のため連絡会議を開催する旨を規定し、第8条は、委託事務の管理及び執行については箕面市の条例等を適用するため、条例等の制定または改廃にかかる措置について規定するものでございます。

第9条は、委託事務の管理及び執行に必要な施設や消防車両及び資機材について、箕面市に無償貸与することを規定するものでございます。

第10条は補足でございます。

なお、附則といたしまして、この規約は平成28年4月1日から施行するものとし、合わせまして事務委託することに伴い豊能町域において箕面市の条例等が適用されることを公表するものとしたものでござい

す。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第10「第42号議案 平成27年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中井副町長。

○副町長（中井勝次君）

第42号議案、平成27年度豊能町一般会計補正予算の件について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

平成27年度豊能町一般会計補正予算（第3回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,180万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億622万6,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び金額は、2ページから3ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開き願います。

第2条といたしまして地方債の補正でございます。

「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、まず追加といたしまして、光風台駅前エスカレーター更新事業の実施設業務につきまして地方債を新たに発行するものでございます。次に変更でございますが、道路の舗装を行うため、道路舗装事業債を増額するもの、吉川小学校の耐震補強を行うため小学校施設整備事業債を増額するもの、及び臨時財政対策債の発行可能額が確定したことに伴い補正するものでございます。

それでは、今回の補正内容につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

款2・総務費、項1・総務管理費、目11・自治振興費の4.自治会運営支援事業でございますが、新光風台自治会館の改修に対して補助金を交付するものでございます。

款8・土木費、項2・土木橋梁費、目2・道路舗装費の1.道路舗装事業でございますが、本年度の国交付金が当初見込みより多く交付されるため、来年度以降の計画を前倒しして希望ヶ丘中央線などの舗装工事を施行するものでございます。

目3・道路改良費の2.光風台駅前エスカレーター更新事業でございますが、光風台駅前のエスカレーター更新に当たり、実施設計に係る委託料を補正するものでございます。

次に、13ページをごらんください。

款9・消防費、項1・消防費、目1・常備消防費の2.消防活動事業でございますが、消防業務を箕面市に委託するに当たり、臨時的に必要な費用を補正するものでございます。

次に、14ページでございます。

款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費の7.人権地域教育充実事業でございますが、大阪府の補助金を活用した人権教育指定校としての研究に要する費用を補正するものでございます。

項2・小学校費、目1・学校管理費の2.小学校管理事業ですが、吉川小学校の耐震補強工事に係る設計業務、工事管理業務の委託料と工事請負費を補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

8ページへお戻り願います。

地方交付税の1.普通交付税でございますが、交付額の確定に伴い補正するものでございます。

同じく地方交付税の2.特別交付税は、消防の広域化に伴う臨時的経費に対して特別交付税が措置されるため、歳出のところで申し上げました消防活動事業の財源として補正するものでございます。

款14・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金ですが、障害者医療の平成26年度事業費の確定に伴うものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

項2・国庫補助金、目4・土木費国庫補助金、節2・道路舗装費国庫補助金ですが、歳出のところで御説明申し上げました希望ヶ丘中央線などの舗装工事に対して交付されるものでございます。

同じく節3・道路改良費国庫補助金につきましては、これも歳出のところで御説明申し上げました光風台駅前エスカレーター更新事業の実施設計業務に対して交付されるものでございます。

目5・教育費国庫補助金につきましては、歳出のところで御説明申し上げました吉川小学校の耐震補強事業に対して交付されるものでございます。

款15・府支出金、項1・府負担金、目1・民生費府負担金でございますが、自立支援医療の平成26年度事業費の確定に伴うものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

項3・府委託金、目3・教育費府委託金ですが、歳出のところで御説明申し上げました人権教育指定校としての研究に対して交付されるものでございます。

款18・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金ですが、今回の補正による財源調整として減額するものでござ

ございます。

11ページの款21・町債は、4ページの「第2表 地方債補正」のところで御説明申し上げたとおりでございます。

御説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第11「第43号議案 平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第43号議案、平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

今回の補正予算は、前年度の事業費の確定により、国府への返還金が生じたため、補正するものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

既定の歳入歳出の予算の総額に、それぞれ59万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億1,535万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

款8・保健事業費、項1、目1・特定健康診査等事業費59万3,000円は、前年度の特定健診分の精算による返還金でございます。

次に、歳入について説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

款9・繰越金、項1・繰越金、目2・その他繰越金59万3,000円は、償還金の財源とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議をいただき御決定くださいますよう、よろしくお

願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第12「第44号議案 平成27年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第44号議案、平成27年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、平成26年度の介護保険給付費負担金等の精算によります国府等への償還金によるものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

既定の歳入歳出の予算の総額に、それぞれ1,041万1,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億405万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出より説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書6ページをお開きください。

款7・諸支出金、項1・償還金及び還付金、目2・国府等支出金償還金の1,041万1,000円は、平成26年度の介護保険事業における給付実績等の精算により、国府等へ償還を行うものでございます。

それでは、歳入の説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

款4・支払基金交付金、項1・支払基金交付金、目1・介護給付費交付金177万7,000円は、平成26年度の精算として社会保険診療報酬支払基金から追加交付されるもので、次の款9・繰越金の863万4,000円は、同じく精算による前年度繰越金であります。

説明は以上でございます。御審議いただ

き御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第13「第1号認定 平成26年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今中会計管理者。

○会計管理者（今中泰行君）

第1号認定、平成26年度豊能町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、概要を述べ、提案説明とさせていただきます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊の監査委員の決算審査意見書をつけまして議会の認定に付するものでございます。

それでは、平成26年度大阪府豊能郡豊能町一般会計特別会計歳入歳出決算書の一般会計歳入歳出決算書をお開き願います。

決算書の5ページをごらんください。

歳入合計は、65億3,804万3,504円、歳出合計は61億9,042万4,994円で、差引残高は3億4,761万8,510円でございますが、6月議会に御報告しましたとおり、繰越明許費と継続費の予算繰越により、翌年度へ繰り越すべき額1億3,738万9,016円を差し引きました再差し引き後の実質収支額は2億1,022万9,494円の黒字となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に6ページから8ページの歳入の御説明を申し上げます。

平成26年度一般会計歳入合計は8ページの最下段の欄にございます。収入額は65億3,804万3,504円で、前年度比3.3%の減でございます。予算現額に対しまして99.1%の収入率となっており、前年度と比較して1.2%の増となっております。なお、不納欠損額は718万588円、収

入未済額は1億3,225万236円となっております。

歳入の主なものとしまして、まず6ページの款1・町税であります。平成26年度決算額は20億1,115万4,009円で、前年度と比べ6,095万4,000円、率にして2.9%の減となっており、単年度の町税の減少傾向は続いております。これは、主に個人町民税の減収に伴うものでございます。歳入の款別構成比率は30.8%でございます。

次に、7ページの款10・地方交付税でございます。決算額は20億3,065万2,000円で、前年度と比べ7,891万8,000円の減、率にして3.7%の減となっております。歳入の款別構成比率は31.1%で、町税収入額を上回る大きな歳入となっております。

款14・国庫支出金でございますが、決算額は3億8,661万3,682円で、前年度と比べ1.4%の減でございます。

次に、款15・府支出金でございますが、決算額は4億3,687万5,300円で、前年度と比べ、4.4%の減となっております。これは、平成25年度ございました介護基盤緊急整備等特別対策事業府補助金、それから中学校給食導入促進事業府補助金の皆減が主な原因でございます。歳入の款別構成比率は6.7%となっております。

8ページでございます。款18・繰入金でございます。基金からの繰入金は財政調整基金から1億3,898万8,000円を、また、退職手当基金から7,000万円を、ふるさとづくり基金から1,513万8,297円をそれぞれ繰入をしております。

最後に、款21・町債でございますが、決算額は5億5,895万7,000円で、前年度と比べ12.2%の減でございます。歳入の款別構成比率は8.5%でございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして歳出を御説明させていただきます。

9ページから11ページをお願いいたします。

まず、11ページの最下段の支出済額でございますが、61億9,042万4,994円で、前年度比4.8%の減でございます。予算現額に対する執行率は93.8%でございますが、予算繰越額が2億4,138万7,016円あることによるものでございまして、不用額は1億6,483万8,840円と、前年度を下回っております。

歳出の主なものでございます。

まず9ページの款2・総務費、これは決算額12億939万5,000円で、執行率95.5%でございます。前年度比4.9%の減でございます。この費目におきましては、人件費事業、庁舎等管理事業、普通財産管理事業、それから地域活性化事業、住民情報推進事業、防災対策事業、残土問題対策事業等など、増額要因となったところがありますが、基金管理事務事業、積立でございますが大幅な減額と、選挙費等が主な減額の要因となっております。

翌年度に繰り越しいたします4,457万6,942円は、繰越明許で御承認いただいております非常用発電設備整備事業、それから防犯等の事務事業、豊能町総合戦略策定事業、それと法改正によるシステム改修事業、自主防災組織設立活動応援事業でございます。歳出の款別構成比率は19.5%でございます。

款3・民生費でございます。決算額は16億2,183万8,954円で、執行率95.1%でございます。前年度に比べ3.5%の増となっております。この費目においては、平成25年度の介護基盤緊急整備等特別対策事業は皆減となりましたが、人件費事業、

それから臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付金給付事業、障害者自立支援事業、それから国民健康保険等特別会計への繰出金等が増額の要因となっております。

翌年度に繰り越しいたします2,700万3,000円は、繰越明許で御承認いただいております地域福祉計画見直し事業、子ども医療費助成事業でございます。歳出の款別構成比率は26.2%でございます。

款4・衛生費でございます。決算額8億724万7,072円で、執行率97.2%でございます。前年度に比べ2.4%の減となっております。この費目におきましては、広域ごみ処理事業、豊能郡環境施設組合負担金の減額が主な要因となっております。翌年度に繰り越しいたします934万8,000円は、繰越明許で御承認いただいております母子健康増進事業でございます。歳出の款別構成比率は13%でございます。

次に、10ページでございます。

款8・土木費は、決算額3億8,430万2,121円で、執行率は91.1%でございます。前年度に比べまして4.8%の減でございます。この費目におきましては、公園緑地街路樹等管理事業の緑地災害復旧工事、それから道路舗装費と都市計画費にございます成人健康増進事業が皆増となっておりますため、平成25年度にございました光風台大橋耐震補強事業の皆減が一番減額の大きい要因となっております。

款9・消防費でございます。決算額3億4,801万9,928円、執行率は82.2%と低い執行状況でございます。執行額は前年度比57%減の大幅な減となっております。この費目においては平成25年度では消防分団車両の更新、それから消防救急デジタル無線設備整備と、それから継続費で執行しております消防庁舎移転新築工事関係費

の執行が多額に行われていたことによるものでございます。翌年度に繰り越しいたしますのは、同じく継続費の消防庁舎新築移転工事の残余の事業でございます。

款10・教育費でございます。決算額は8億8,277万8,974円、執行率は97.3%でございます。前年度に比べ4%の増となっております。この費目におきましては平成25年度にございましたユーベルホール改修事業費は減となったものの、子ども・子育て支援新制度に伴う子ども・子育て支援システムの導入、それから子ども・子育て支援事業計画の策定、地域少子化対策事業の実施、それから小学校におきましては体育館天井落下等防止工事、それから校舎屋上の防水等の工事、小学校情報機器の更新、中学校においては給食調理の業務委託の開始が主な増加の要因となったところでございます。歳出の款別構成比率でございますが、14.3%でございます。

款11・公債費は、決算額6億3,983万3,788円、執行率は100%でございます。前年度に比べ15.1%の増となっております。これは、臨時財政対策債の償還による増でございます。歳出の款別構成比率は10.3%でございます。

款13・災害復旧費でございます。災害復旧費は決算額7,581万14円、執行率は58.6%と低い執行状況でございますが、執行額につきましては前年度に比べ445.5%の増という大幅な増となっております。これは、平成25年度に起こりました梅雨前線豪雨、それから台風による豪雨で被災した農地・農道の復旧工事を平成26年度に繰り越しして執行したことによります。翌年度に繰り越しいたします3,591万2,174円は、繰越明許で御承認いただいております耕地災害復旧事業でございます。

以上が歳出の主なものでございます。

なお、地方自治法施行令第166条第2項に規定しております歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきましては、決算書13ページから209ページに記載されております。また、別冊の主要施策成果報告書もあわせて御参照いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが決算概要の説明とさせていただきます。御審議の上、御認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

この際、暫時休憩いたします。再開は午前10時40分といたします。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時43分 再開）

○議長（竹谷 勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14「第2号認定 平成26年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第2号認定、平成26年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、提案の説明をいたします。

本件につきましては、地方自治法第23条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の215ページをお開き願います。

歳入合計27億7,646万2,602円、歳出合計27億5,079万7,938円で、差引残高2,566万4,664円を翌年度に繰り越すものでございます。

216、217ページをごらんください。

まず、歳入でございます。

款1・国民健康保険税は、予算現額7億3,860万円、調定額7億768万3,419円に対し、収入済額6億4,500万2,432円、不納欠損額520万4,855円、収入未済額5,747万6,132円でございます。

次に、款2・使用料及び手数料でございますが、予算現額25万1,000円に対し調定額、収入済額とも22万3,600円で、これは保険税徴収に係ります督促手数料等でございます。

款3・国庫支出金は、予算現額5億2,474万3,000円に対し、調定額、収入済額とも4億7,821万206円で、これは一般被保険者に係ります医療給付費等に対する国庫負担金補助金でございます。

次の款4・療養給付費等交付金ですが、予算現額1億4,276万2,000円に対し、調定額、収入済額とも1億2,909万1,000円で、退職者医療給付費並びに退職被保険者に係ります後期高齢者支援金相当額に対する交付金でございます。

款5・前期高齢者交付金は、予算現額9億7,436万8,000円に対し、調定額、収入済額とも9億7,413万6,693円で、これは65歳から74歳の被保険者に係る医療給付費のうち、全国平均を上回る分を交付金として交付されたものでございます。

款6・府支出金ですが、予算現額1億7,456万円に対し、調定額、収入済額とも1億3,020万7,901円で、これは一般被保険者に係ります医療給付費等に対する負担金と補助金でございます。

款7・共同事業交付金は、予算現額2億3,543万3,000円に対しまして、調定額、収入済額とも2億3,663万3,309円で、これは1件当たり一定額以上となる保険給付に対し、大阪府内の保険者が共同で負担

し合うことにより、保険財政の安定化を相互に図ることを目的とした交付金でございます。

款8・繰入金ですが、予算現額1億4,170万6,000円に対し、調定額、収入済額とも1億2,141万6,099円で、これは一般会計からの繰入金でございます。

款9・繰越金は、予算現額413万7,000円に対し、調定額、収入済額とも5,784万2,785円で、前年度からの繰越金でございます。

款10・諸収入は、予算現額62万3,000円に対し、調定額、収入済額とも369万8,577円であり、これは第三者行為損害賠償金及び延滞金等の収入でございます。

款11・財産収入は、予算現額1,000円でありましたが、収入はありませんでした。

次に、歳出について説明をいたします。

218、219ページをごらん願います。

款1・総務費ですが、予算現額3,361万5,000円に対し、支出済額3,081万4,368円で、この経費は職員の人件費と国民健康保険事務事業の管理運営費、保険税の賦課徴収等の事務及び国保運営協議会に要した経費でございます。

款2・保険給付費は、予算現額20億6,550万3,000円に対し、支出済額19億4,550万1,222円で、療養諸費、高額療養費等の給付費に要した経費でございます。

款3・後期高齢者支援金等は、予算現額3億4,730万9,571円に対しまして、支出済額3億4,730万6,402円で、これは75歳以上の方が加入する後期高齢者医療保険制度の医療給付費のうち4割に相当する額を75歳未満の世代が支援するために各医療保険者に義務づけられた経費でございます。

款４・前期高齢者納付金等は、予算現額 27万7,044円に対し、支出済額 27万6,875円で、高齢者の医療の確保に関する法律による納付金に要した経費でございます。

款５・老人保健拠出金は、予算現額 1万3,000円に対しまして、支出済額 1万1,326円で、この経費は老人保健法による拠出金に要した経費でございます。

款６・介護納付金でございますが、予算現額 1億231万3,000円に対し、支出済額 1億218万3,558円で、介護保険法による納付金に要した経費でございます。

款７・共同事業拠出金は、予算現額 2億9,568万2,000円に対し、支出済額 2億7,509万6,558円であり、この経費は保険財政共同安定化事業等に拠出した経費でございます。

款８・保険事業費は、予算現額 2,221万7,000円に対し、支出済額 1,677万2,368円であります。特定健康診査及び保健啓発に要した経費でございます。

款９・基金積立金、款１０・公債費につきましては、執行額はございません。

款１１・諸支出金は、予算現額 4,126万9,000円に対しまして、支出済額 3,283万5,261円で、これは国への償還金及び診療所施設勘定に繰り出した経費でございます。

款１２の予備費につきましては、執行額はございません。

説明は以上でございます。御審議の上、御認定くださいますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第 15 「第 3 号認定 平成 26 年度 豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第 3 号認定、平成 26 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について、提案の説明をいたします。

本件につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の 259 ページをお開き願います。

歳入合計 1 億 1,123 万 4,997 円、歳出合計 1 億 943 万 11 円で、差引残高 180 万 4,986 円を翌年度に繰り越すものでございます。

260、261 ページをごらんください。

まず歳入であります。款 1・診療収入は予算現額 8,355 万 8,000 円に対し、調定額、収入済額とも 7,355 万 3,491 円で、これは内科、歯科の診療収入でございます。

次の款 2・使用料及び手数料は、予算現額 16 万円で、調定額、収入済額とも 15 万 6,070 円になっております。これは診断書等の手数料及び職員駐車場の使用料収入でございます。

款 3・寄附金につきましては、収入はございません。

款 4・繰越金は、予算現額 1,000 円に対し、調定額、収入済額とも 373 万 6,124 円で、前年度からの繰越金でございます。

款 5・繰入金は、予算現額 3,436 万円に対し、調定額、収入済額とも 3,325 万 1,000 円で、一般会計及び国民健康保険特別会計事業勘定からの繰入金でございます。

款 6・諸収入は、予算現額 70 万 1,000 円に対し、調定額、収入済額とも 53 万 8,312 円であります。これは薬の容器代等

の雑収入でございます。

次に、歳出について説明をいたします。

款１・総務費でございますが、予算現額5,797万7,000円に対し、支出済額5,593万7,135円であり、職員人件費及び診療所の管理運営費に要した経費でございます。

次の款２・医業費は、予算現額5,325万7,000円に対しまして、支出済額4,609万7,246円で、これは薬剤費及び医療用の消耗器材等に要した経費でございます。

款３・公債費は、予算現額749万7,000円に対し、支出済額739万5,630円で、診療所建設起債に対する元金と利子の償還金でございます。

款４・予備費につきましては充当しておりません。

説明は以上でございます。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第16「第4号認定 平成26年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第4号認定、平成26年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明をいたします。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の285ページをお開き願います。

歳入合計3億8,491万169円、歳出合計3億7,260万9,306円、差引残高1,230万863円を翌年度に繰り越すものでございます。

286ページ、287ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款１・後期高齢者医療保険料は、予算現額3億3,856万2,000円、調定額3億3,135万7,518円に対し、収入済額が3億2,879万8,632円、収入未済額が255万8,886円であります。

款２・使用料及び手数料は、予算現額8万8,000円に対しまして、調定額、収入済額とも2万4,300円で、これは保険料徴収に係ります督促手数料の収入でございます。

款３・繰入金は、予算現額4,802万5,000円に対しまして、調定額、収入済額とも4,579万6,239円で、一般会計からの繰入金であります。

款４・繰越金は、予算現額114万8,000円で、調定額、収入済額とも1,029万998円で、前年度からの繰越金でございます。

款５・諸収入は、予算現額4,000円ですが、収入はございません。

続きまして、歳出の説明をいたします。

款１・総務費は、予算現額402万8,000円に対しまして、支出済額は399万5,604円であり、これは賦課徴収事務に要した経費でございます。

款２・後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額3億8,256万2,000円に対し、支出済額3億6,801万8,282円で、これは保険基盤安定負担金及び保険料等収納額相当額の負担金であります。

款３・諸支出金は、予算現額100万円に対し、支出済額59万5,420円です。これは保険料の還付金でございます。

款４・予備費につきましては充当しておりません。

説明は以上でございます。御審議をいた

だき認定くださいますよう、よろしくお願
いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第17「第5号認定 平成26年度
豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出
決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第5号認定、平成26年度豊能町介護保
険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定に
ついて、提案の説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第23
3条第3項の規定により、議会の認定に付
するものでございます。

決算書の303ページをお開き願います。

歳入合計18億4,878万9,339円、
歳出合計17億6,800万6,562円であ
り、差引残高8,078万2,777円を翌年
度に繰り越すものでございます。

304ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、款1・保険料、
予算現額4億882万3,000円、調定額
4億1,535万2,533円に対し、収入済
額4億1,093万9,650円、不納欠損額
142万2,845円、収入未済額299万
38円で、これは第1号被保険者による介
護保険料収入でございます。

款2・使用料及び手数料は、予算現額7
57万2,000円、調定額、収入済額とも
981万3,782円で、これは新予防給付
ケアマネジメント手数料及び介護保険料の
督促手数料収入でございます。

款3・国庫支出金は、予算現額3億6,0
45万6,000円に対し、調定額、収入済
額とも3億906万6,106円で、これは
介護給付費及び介護予防事業費等に対する
国庫負担金及び補助金並びに交付金でござ
います。

款4・支払基金交付金は、予算現額4億9,
903万4,000円に対しまして、調定額、
収入済額とも4億5,912万3,000円で、
これにつきましても介護給付費及び介護予
防事業費等に対する交付金で、第2号被保
険者保険料による交付金でございます。

款5・府支出金は、予算現額2億2,18
4万8,000円に対し、調定額、収入済額
とも2億3,710万5,746円で、これも
介護給付費及び介護予防事業費等に対する
府負担金及び補助金でございます。

款6・財産収入、予算現額1,000円で
ありますが、収入はございませんでした。

款7・繰入金は、予算現額3億5,704
万4,000円に対しまして、調定額、収入
済額とも3億5,703万9,731円であり、
一般会計及び基金からの繰入金でございま
す。

款8・諸収入は、予算現額41万4,00
0円に対し、調定額、収入済額とも23万5,
900円で、預金利子及び地域支援事業利
用者負担金等でございます。

款9・繰越金は、予算現額6,546万7,
000円に対し、調定額、収入済額とも6,
546万5,424円で、前年度からの繰越
金でございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

306、307ページをごらんください。

款1・総務費は、予算現額7,109万3,
000円に対しまして、支出済額5,827
万4,691円です。この経費は、介護保険
事務事業の管理運営及び保険料の賦課徴収
等の事務に要した経費でございます。

款2・保険給付費は、予算現額17億9
32万2,000円に対し、支出済額15億8,
081万6,177円で、介護サービス費、
介護予防サービス費、高額介護サービス費、
特定入所者介護サービス費及び審査支払手
数料等に要した経費でございます。

款 3・財政安定化基金拠出金は、大阪府に設置されております財政安定化基金に拠出する経費であります。前年度に引き続き平成 26 年度におきましても支出額はございません。

款 4・地域支援事業費は、予算現額 5,490 万 5,000 円に対しまして、支出済額 4,674 万 3,284 円で、これは介護予防事業及び包括的支援事業に要した経費でございます。

款 5・基金積立金は、予算現額 4,937 万 6,000 円に対し、支出済額 4,756 万 8,129 円で、これは介護給付費準備基金への積立金であります。

款 6・公債費につきましては執行しておりません。

款 7・諸支出金、予算現額 3,536 万 2,000 円に対しまして、支出済額 3,460 万 4,281 円で、これは介護保険料の還付金及び国府支払基金等への償還に要した経費でございます。

款 8・予備費につきましては充当しておりません。

説明は以上でございます。御審議をいただき御認定くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第 18「第 6 号認定 平成 26 年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第 6 号認定、平成 26 年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、平成 26 年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の 349 ページをお開き願います。

平成 26 年度豊能町下水道事業特別会計の決算は、歳入合計 5 億 4,690 万 2,023 円、歳出合計 5 億 2,011 万 2,603 円、差引残高 2,678 万 9,420 円を翌年度に繰り越したすものでございます。

歳出より御説明申し上げます。

362 ページをお開きください。

款 1・下水道費、項 1・下水道管理費、目 1・下水道総務費は、予算現額 4,743 万 4,000 円、支出済額 4,291 万 2,387 円、執行率は 90.5%でございます。不用額 452 万 1,613 円でございます。これは、下水道の事務管理に要した経費でございます。主なものは、償還金、下水道債管理基金積立金、消費税に係る公課費などでございます。

目 2・下水道維持管理費は、予算現額 1 億 4,810 万円、支出済額 1 億 2,648 万 4,518 円、執行率は 85.4%です。不用額は 2,161 万 5,482 円でございます。これは、下水道の維持管理に要した経費でございます。主なものは職員の人件費、施設運転に要する電気代、電話回線使用料、ポンプ用の人孔清掃業務、ときわ台中継ポンプ場の電気保安業務、ときわ台中継ポンプ場の維持管理業務、マンホールポンプの維持管理業務、流域下水道の維持管理負担金、水道事業会計への負担金などでございます。なお、不用額は、負担金補助及び交付金等の減によるものでございます。

364 ページをお開きください。

下水道整備費は、予算現額 1 億 8,440 万 7,000 円、支出済額 1 億 5,600 万 3,051 円、執行率は 84.6%です。なお、工事請負費で継続費逡次繰越は 1,970 万

円となっております。不用額2,840万3,949円でございます。これは下水道整備に要した経費でございます。主なものは職員の人件費、暗渠調査設計業務の業務委託料、ときわ台中継ポンプ場長寿命化工事、管渠更正工事、流域下水道建設負担金等でございます。なお、不用額は、工事請負費や負担金補助及び交付金の減によるものでございます。

366ページをお開きください。

公債費は、予算現額1億9,654万9,000円、支出済額1億9,471万2,647円、不用額183万6,353円でございます。この内容は償還金の元金及び利子でございます。

予備費の執行はございませんでした。

続きまして、354ページをお開き願います。

款1・分担金及び負担金の下水道分担金は、予算現額2,000円、調定額6,000円、収入済額はございませんでした。不納欠損額6,000円でございます。不納欠損額につきましては、1件の不納欠損処理をするものでございます。

款2・使用料及び手数料の下水道使用料は、予算現額2億2,750万6,000円、調定額2億4,591万2,378円、収入済額2億2,974万9,668円、不納欠損額17万1,784円、収入未済額1,599万926円でございます。これは下水道使用料でございます。不納欠損処理につきましては6人分でございます。下水の排水戸数は7,822件でございます。また、平成27年7月末の収入未済額は、200万432円となっております。

下水道手数料は、予算現額24万6,000円、調定額、収入済額とも21万9,000円。これは指定工事店登録手数料と責任技術者登録手数料でございます。

款3・国庫支出金の下水道費国庫補助金は、予算現額6,600万円、うち継続費及び繰越事業費、繰越財源充当額1,000万円、調定額、収入済額とも5,500万円。これは、社会資本整備総合交付金でございます。

356ページをお開きください。

款4・財産収入は、利子及び配当金で、予算現額40万1,000円、調定額、収入済額とも36万3,000円でございます。これは基金の利息でございます。

款5・繰入金は、一般会計繰入金で、予算現額1億7,052万3,000円、調定額、収入済額とも1億3,915万2,000円でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

下水道建設基金繰入金は、予算現額7,449万8,000円、調定額、収入済額とも7,436万4,800円でございます。これは下水道建設基金からの繰入を行っております。

公共下水道水洗便所改造資金貸付基金繰入金は、予算現額1,000万円、調定額、収入済額とも1,000万円でございます。これは、公共下水道水洗便所改造資金貸付基金条例を廃止したことから繰り入れたものでございます。

358ページをお開きください。

款6・繰越金は、予算現額221万2,000円、調定額、収入済額とも2,313万9,194円でございます。これは前年度繰越金でございます。

款7・諸収入は、預金利子で、予算現額1,000円に対しまして収入はございませんでした。

雑入は、予算現額4,000円、調定額、収入済額とも1万4,359円でございます。これは排水設備工事調書代や流域下水道事業負担金の精算金等によるものでござい

す。

360ページをお開きください。

款8・町債の下水道債は、予算現額2,560万円、うち、継続費及び繰越事業費、繰越財源充当額970万円、調定額、収入済額とも1,490万円でございます。これは流域下水道債でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御認定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第19「第7号認定 平成26年度豊能町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第7号認定、平成26年度豊能町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第23条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、決算書の373ページをお開き願います。

平成26年度豊能町生活排水処理事業特別会計の決算は、歳入合計1,088万6,314円、歳出合計1,088万6,314円、差引額はゼロでございます。

歳出より御説明申し上げます。

382ページをお開き願います。

下水道費の下水道維持管理費は、予算現額594万5,000円、支出済額575万1,610円、執行率は96.7%でございます。不用額19万3,390円でございます。これは下水道の維持管理に要した経費でございます。主なものは手数料で汚泥処理手数料、業務委託料で水質検査と浄化槽保守点検清掃業務などでございます。

下水道整備費は、予算現額3万円、執行済額はございませんでした。

公債費は、予算現額513万6,000円、支出済額513万4,704円、不用額1,296円でございます。これは生活排水処理施設整備事業に充当するため借り入れた起債の元金と利子の償還に要した経費でございます。

予備費の執行はございませんでした。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

378ページをお開き願います。

款1・分担金及び負担金はございませんでした。

款2・使用料及び手数料は、予算現額181万5,000円、調定額198万6,600円、収入済額195万8,400円、収入未済額2万8,200円、これは生活排水処理施設使用料でございます。使用件数は65件、人数は179人でございます。

款3・繰入金は、予算現額934万4,000円、調定額、収入済額とも892万7,914円でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

款4・繰越金と、380ページの款5・諸収入はございませんでした。

以上でございます。よろしく御審議賜り御認定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第20「第8号認定 平成26年度豊能町水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第8号認定、平成26年度豊能町水道事業会計決算の認定につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定によ

り、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

順次説明を申し上げますので、よろしくお願ひします。

まず1ページの平成26年度豊能町水道事業決算報告書を御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款・水道事業収益は、予算額7億8,269万9,000円に対し、決算額7億6,104万6,719円でございます。内訳としまして、営業収益で4億5,076万293円、営業外収益で1億9,345万732円、特別利益は1億1,683万5,694円でございます。

続きまして、支出でございます。

第1款・水道事業費用は、予算現額7億2,145万1,000円に対し、決算額6億8,940万6,046円でございます。執行率は95.6%でございます。内訳としまして、営業費用で6億1,706万3,283円、営業外費用で6,121万1,045円、特別損失で1,113万1,718円でございます。

予備費の執行はございませんでした。

なお、収益的収入及び支出の詳細につきましては、3ページの損益計算書のところで御説明申し上げます。

続きまして、2ページをお開き願ひします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款・資本的収入は、予算額1億3,544万6,000円に対し、決算額1億3,094万6,443円でございます。内訳としまして、他会計繰入金で4,544万6,443円、企業債で8,350万円、国庫補助金で200万円でございます。

次に支出で、第1款・資本的支出は、予算額2億8,173万円に対しまして、決算額2億7,494万5,945円でございます。執行率は97.6%でございます。内訳としまして、建設改良費で9,073万3,444

円、企業債償還金で1億8,421万2,501円でございます。

以上の結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,399万9,502円は、過年度分損益勘定留保資金1億4,107万3,688円、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額292万5,814円で補填したものでございます。

続きまして、3ページの平成26年度豊能町水道事業損益計算書を御説明申し上げます。

なお、本ページ以降全ての財務諸表は消費税抜きの金額となっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

1の営業収益は、給水収益で4億1,903万2,502円、その他営業収益で22万5,205円、計4億1,925万7,257円でございます。

2の営業費用は、原水及び浄水費で1億3,431万8,730円、配水及び給水費で1億3,408万4,197円、総係費で3,891万2,739円、減価償却費で2億9,047万2,672円、資産減耗費で183万3,166円、その他営業費用880円、計5億9,917万2,384円でございます。以上のことから、1億7,991万5,127円の営業損失となっております。

3の営業外収益は、受取利息で120万1,392円、口径別納付金で90万円、他会計負担金で1,908万5,193円、他会計繰入金で2,341万3,558円、長期前受金戻入で1億4,605万736円、受託工事費収益はございませんでした。財産収益で78万4,860円、雑収益で93万8,983円、計1億9,237万4,722円の収益でございます。

4の営業外費用は、受託工事費用はございませんでした。支払利息で5,001万2,045円、雑支出で292万5,814円、

計5,293万7,859円でございます。

以上のことから、経常損失としまして4,047万8,264円となりました。

5の特別利益は、過年度損益修正益はございませんでした。その他特別利益で1億1,683万5,694円でございます。

6の特別損失は、過年度損益修正損で71万7,405円、その他特別損失で1,078万4,000円、計1,150万1,405円でございます。

特別利益としまして1億533万4,289円となります。

以上のことから、当年度純利益といたしまして6,485万6,025円となり、平成25年度の繰越欠損金5億1,681万8,708円、その他未処分利益剰余金5億5,924万9,243円を加えまして、平成26年度の未処分利益剰余金が1億728万6,560円となりました。

続きまして4ページでございます。

平成26年度豊能町水道事業剰余金計算書を御説明申し上げます。

資本金の自己資本金は、平成25年度末残高6億6,670万4,005円であり、変動額はございませんでしたので、同額の6億6,670万4,005円が当年度末残高となります。

借入資本金は、平成25年度末残高26億4,961万7,580円であり、平成26年度の変動額は、新地方公営企業会計制度移行に伴う処分額26億4,961万7,580円減額した結果、平成26年度末残高はゼロとなりました。

次に、剰余金の資本剰余金でございます。

工事負担金は、平成25年度末残高27億3,591万4,946円であり、平成26年度の変動額は、新地方公営企業会計制度移行に伴う処分額26億6,600万7,370円減額し、6,990万7,576円が平成

26年度末残高となりました。

受贈財産評価額は、平成25年度末残高31億1,929万2,029円であり、平成26年度の変動額は、新地方公営企業会計制度移行に伴う処分額30億4,848万5,860円を減額し、7,080万6,169円が平成26年度末残高となります。

国庫補助金は、平成25年度末残高4,143万1,000円であり、平成26年度の変動額は、新地方公営企業会計制度移行に伴う処分額2,990万円減額し、平成26年度末残高1,153万1,000円となりました。

その他資本剰余金は、平成25年度末残高7億5,664万776円であり、平成26年度の変動額は、新地方公営企業会計制度移行に伴う処分額7億5,597万1,223円減額し、66万9,553円となりました。

これらの処理で翌年度へ繰り越す資本剰余金合計は1億5,291万4,298円となります。

次に、利益剰余金でございます。減災積立金と利益積立金及び建設改良積立金は残高がございません。

未処分利益剰余金は、平成25年度の欠損金5億1,681万8,708円で、平成26年度の変動額は新地方公営企業会計制度移行に伴う処分額5億5,924万9,243円と、当年度純利益6,485万6,025円増額となり、利益剰余金合計は1億728万6,560円となりました。したがって、翌年度へ繰り越す資本合計は9億2,690万4,863円であります。

次に、平成26年度豊能町水道事業剰余金処分計算書案でございます。

資本金の平成26年度末残高は6億6,670万4,005円であり、処分額はございませんでしたので翌年度繰越額は同額で

ございます。

資本剰余金の平成26年度末残高は1億5,291万4,298円であり、処分額はございませんでしたので翌年度繰越金は同額でございます。

未処分利益剰余金の平成26年度末残高は1億728万6,560円であり、処分額はございませんでしたので翌年度繰越利益剰余金は同額でございます。

なお、5ページの豊能町水道事業貸借対照表以降の説明は省略させていただきます。

以上でございます。どうか御審議賜りまして御認定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、9月2日午前9時30分より会議を開きます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午前11時32分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定について

- 第 3 号報告 平成 2 6 年度豊能町下水道事業特別会計予算継続費精算報告書報告の件
- 第 4 号報告 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告の件
- 第 3 7 号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例制定の件
- 第 3 8 号議案 豊能町個人情報保護条例改正の件
- 第 3 9 号議案 豊能町手数料条例改正の件
- 第 4 0 号議案 箕面市と豊能町との間における消防事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 第 4 1 号議案 豊能町と箕面市との間における消防事務の委託に関する協議について
- 第 4 2 号議案 平成 2 7 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 4 3 号議案 平成 2 7 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 4 4 号議案 平成 2 7 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 1 号認定 平成 2 6 年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 号認定 平成 2 6 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第 3 号認定 平成 2 6 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について
- 第 4 号認定 平成 2 6 年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 号認定 平成 2 6 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第 6 号認定 平成 2 6 年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認

定について

- 第 7号認定 平成26年度豊能町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8号認定 平成26年度豊能町水道事業会計決算の認定について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 11番

同 12番